

○飯塚市外国人児童生徒教育支援事業実施要綱

平成20年3月31日

飯塚市教育委員会告示第2号

改正 H22-6

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立小中学校に在籍する外国人児童生徒(以下「外国人児童生徒等」という)に対する指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(H22-6一改)

(事業内容)

第2条 この事業は、指定する小中学校(以下「指定校」という。)に外国人児童生徒等のための教室を設置し、外国人児童生徒等のうち、日本語の理解が難しい者等に対して、日本語指導、教科の補充学習及び英語指導等を行うことにより、外国人児童生徒等の日本語能力を育成し、生活適応を促進するとともに、児童生徒が保有している能力及び特性等の保持に必要な援助を行うものとする。

(H22-6一改)

2 指導の形態は、指定校においては在籍する学級からの通級による指導、その他の小中学校については、指定校からの巡回による指導とする。

(H22-6一改)

(入級者の資格)

第3条 指導を受けることができる者は、前条第1項に規定する児童で、指導の必要があると飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める児童生徒とする。

(H22-6一改)

(決定及び通知)

第4条 指導を希望する児童生徒(就学予定者を含む。)の保護者は、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、当該児童生徒の状況及び校長の意見を参考にして入級の可否を決定し、当該児童生徒の保護者及び校長に、その旨を通知するものとする。

3 退級の手続は、入級の例による。

(H22-6一改)

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日 教委告示第6号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。